

[審査基準]

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（抜粋）

（第一種フロン類充填回収業者の登録）

第二十七条 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類

四 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力

五 その他主務省令で定める事項

（登録の実施）

第二十八条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録しなければならない。

2 略

（登録の拒否）

第二十九条 都道府県知事は、第二十七条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が第一種特定製品へのフロン類の充填を適正に実施し、及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収を適正かつ確実に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。第七十一条第二項及び第八十七条第二号において同じ。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。以下同じ。）に係るものに限る。第五十一条第二号ロ及び第六十四条第二号ロにおいて同じ。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

三 第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

四 第一種フロン類充填回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定に

より登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類充填回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

五 第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

六 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 略

(登録の更新)

第三十条 第二十七条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第二十七条第二項、第二十八条及び前条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第三十一条 第一種フロン類充填回収業者は、第二十七条第二項各号に掲げる事項に変更（主務省令で定める軽微なものを除く。）があったときは、その日から三十日以内に、主務省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二十八条及び第二十九条の規定は、前項の規定による届出があった場合に準用する。

－中略－

(登録の抹消)

第三十四条 都道府県知事は、第三十条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は次条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種フロン類充填回収業者の登録を抹消しなければならない。

(登録の取消し等)

第三十五条 都道府県知事は、第一種フロン類充填回収業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により第一種フロン類充填回収業者の登録を受けたとき。

二 その者の第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備が第二十九条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。

三 第二十九条第一項第一号、第二号、第四号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 略

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（抜粋）

（第一種フロン類充填回収業者の登録の申請）

第八条 法第二十七条第二項（法第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類充填回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次の掲げる書類を添えて、第一種フロン類充填回収の業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 二 申請者がフロン類の回収の用に供する設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権限を有すること。）を証する書類
 - 三 フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
 - 四 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第二十九条第一項各号に該当しないことを説明する書類
- 2 法第二十七条第二項第五号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 事務所ごとのフロン類回収設備の数
 - 二 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充填量が五十キログラム以上の第一種特定製品の回収を行う場合にはその旨

（登録の基準）

第九条 法第二十九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- 二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。
- 三 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充填量が五十キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に二百グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

（第一種フロン類充填回収業者の登録事項の軽微な変更）

第十条 法第三十一条第一項の主務省令で定める軽微な変更は、法第二十七条第二項第四号に規定するフロン類回収設備の能力又は第八条第二項第一号に掲げる事項の変更であって、法第二十七条第二項第三号及び第八条第二項第二号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

（第一種フロン類充填回収業者の登録事項の変更の届出）

第十一條 法第三十一条第一項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第二による届出書に次に掲げる書類（その届出に係る変更後の書類をいう。）を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 第一種フロン類充填回収業者が法人であり、かつ、法第二十七条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき 登記事項証明書
- 二 法第二十七条第二項第一号に掲げる事項に変更（前条に定める軽微な変更を除く。）があったとき 第二条第一項第二号及び第三号に掲げる書類